

第12回農地・農村部会 議事概要

- 1 日 時：平成26年10月28日（火） 15：10～16：40
 - 2 場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）
 - 3 出席者：◎柏木斉（株式会社リクルートホールディングス相談役（経済同友会 地方分権・道州制委員会委員長）、高橋寿一（横浜国立大学大学院教授）、辻琢也（一橋大学大学院教授）、中井検裕（東京工業大学大学院教授）、人羅格（毎日新聞論説委員）（◎は部会長）
 - 4 ヒアリング対象者（地方団体）
：鈴木英敬（三重県知事）[WEB参加]、牧野光朗（長野県飯田市長）
 - 5 議 題：地方団体からのヒアリング
部会構成員の意見交換
-

（1）冒頭、柏木部会長から、以下の発言があった。

○7月の第8回部会において、地方団体より、地方六団体提言「農地制度のあり方について」についてヒアリングを行って以降、第9回、第11回と地方団体及び農林水産省からのヒアリングを重ね、議論を深めてきたところ。

○マクロ管理については、現場の実情を踏まえた目標設定を行うことで、地方六団体と農林水産省の双方が共通した認識に立っている一方、ミクロ管理については、両者の間には、意見の隔たりが大きいものと認識。

○本日は、マクロ管理に関する「市町村から積み上げた目標面積と国の考える目標面積に乖離が生じた場合、具体的にどのように調整するか」等の課題に対し、地方六団体提言の詳しい考え方等について、地方団体からヒアリングを行う。

（2）次に、地方団体から、提出資料に基づき、以下の説明があった。（資料1、2）

○地方六団体提言は、農林水産業・地域の活力創造プランなどこれまでの政府決定と整合性があり、かつ、思いを共有するもの。活力ある地方の創生のため、食料の安定供給等のために農地を確保しつつ、農業・農村の活性化を図ることは、国と地方、共通の重要テーマ。

<地方六団体提言による農業・農村活性化>（資料1）

○マクロ管理について、

- ・地方六団体提言は、市町村が主体的に設定した目標の積み上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定すること、新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記すること、目標管理に係る実行計画の実施状況等について第三者機関が事後評価することなどにより、実効性を確保するもの。
- ・市町村を含む地方は、目標達成に責任を負って、農振農用地の編入促進・除外抑制、耕作放棄地の発生抑制・再生に取り組むため、農地確保に有効な効果が期待できる。これにより、昨年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」や、農林水産

省食料・農業・農村政策審議会企画部会において示された「新たな農地面積の見通しの考え方について」における農地確保の実現に貢献。

- ・加えて、農地の集積・集約化、担い手への支援などの産業政策を推進することで、「農林水産業・地域の活力向上プラン」における強い農林水産業や、まち・ひと・しごと創生本部の「総合戦略の趣旨」における農業の基盤強化が図られ、食料の安定供給を実現することが可能。
- ・地方六団体提言におけるマクロの仕組みは、地方分権を求めるだけのものではなく、農林水産業の活性化や地方創生に関し政府の目指すところの実現に貢献するもの。

○ミクロ管理について、

- ・地方六団体提言は、個々の農地転用許可における大臣許可・協議を廃止し市町村に権限移譲すること、その際、国と地方の意見交換を踏まえ必要に応じて転用基準の更なる明確化等を図ることなどを主張。
- ・これにより、個々の転用手続が迅速化され、転用基準等や目標設定等により確保する必要がある農地以外では、地域の農業・農村の維持等のために活用しようとする農地について、法令に基づき適切な手続きを経た上で、農地の確保を図りつつ有効活用が可能になる。
- ・市町村が土地利用行政を総合的に担うことで、主体的・総合的なまちづくりを実施できるようになる。併せて地域振興施策を行うことにより、「農林水産業・地域の活力向上プラン」の目指す美しく活力ある農山漁村の実現に貢献し、まち・ひと・しごと創生本部が目指す、地方が成長する活力を取り戻し、魅力あふれる地方創生の実現に資することが可能。

○農地が本当に守られるのかとの懸念等への対応について、

- ・地方六団体提言は、農振除外や転用許可の基準を厳格に運用することや、優良農地を法令に従って守ることを前提としており、基準の緩和を求めるものではないことを改めて申し上げる。
- ・国とともに地方が責任を持って目標達成のための施策に取り組み、実行計画を実施し、第三者機関の事後評価等を行うことにより、現行制度よりも適切に耕作放棄地の発生抑制等を図ることが可能。

○提言では、国と地方が手を携えて農地を確保する仕組みを提案。食料の安定供給は国の課題であり、農地の確保について国に責任があることは理解するが、地方も、同じ思いで魅力あふれる地方の創生や農村の多面的機能の発揮に取り組んでおり、国と地方が責任を分担して農地を守ることが重要。

○マクロ管理において市町村が責任を果たしていく以上、個々の農地転用許可権限について市町村に移譲できない理由はなく、国がミクロ管理を担うことに固執するのは理解しがたい。

<目標面積設定に当たっての国と地方の議論>（資料2）

○市町村が個々の農地や農村の実態等を踏まえ、農用地区域への編入・除外、耕作放棄地の発生抑制・再生の施策効果による農地面積の増減を適切に見積もるにあたり、具体的には、例えば以下の手順が想定される。

○まず、市町村の積み上げの基本となる農地確保の目標面積設定に当たっての「考え方」を「国と地方の議論のための枠組み」における議論を経て決定。この「考え方」の中には、食料自給率や食料自給力等に関する国の目標、農地確保に資する施策の見込みと効果を過大過小に評価

することなく想定。

○市町村は、この「考え方」による見積もりに際し、個々の農地や農村の実態を踏まえ、真に確保すべき農地について目標の案を示し、加えて条件不利地など、地域の特性や事情により想定と乖離する特別な要因がある場合には、その説明を付した上で、市町村の主体的な判断で見積もる。

○都道府県は市町村目標の案を取りまとめ、その際、広域的な観点から調整を行い、「考え方」に沿っているかチェックを行う。市町村の積み上げにより作成した目標面積の案について、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で、共通の目標面積を設定。

○国は、食料の安定供給等の観点から目標面積の案を提示。その際、人口減少による食料需給や食料消費行動の変化など、社会情勢の変化も考慮する必要。地方側の目標面積案と国の目標面積案に乖離がある場合、その乖離の要因を、国、都道府県、市町村において精査し、全国的な共通事項については「国と地方の議論のための枠組み」で協議、調整。

○考えられる論点としては、真に確保すべき農地の範囲の考え方や農地面積減少のすう勢、農地確保の施策効果の考え方などが想定される。協議を経てもなお乖離が残る場合、国は、担い手や非農家である出し手への支援拡大、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の充実など、更に施策を上乗せし、乖離の解消を図る必要。

○現状では、農用地の編入・除外の抑制において目標と現実の差はわずかであり、主な乖離は耕作放棄地の発生により生じている。現実を見据えて目標を考える限り、国・地方による議論の精査と、それを前提とした施策の充実という仕組みで、国と地方の間の調整を行うことは十分可能であり、農地確保に有効に機能。

○先日の「国と地方の協議の場」（10月21日開催）において、総理、官房長官、石破大臣も参加される中で、地方六団体から農地制度について意見が出された。特に森全国市長会会長からは、地方分権改革の天王山との認識が示された。地方六団体提言が実現すれば、市町村にとっては事務が増加することになるが、それでも、農地の確保や地方創生に資するとの思いから提言を行っているところ。

（以上、鈴木知事）

○地域の最前線に立つ市町村の立場としては、農地制度のあり方について、今考えなければ大変なことになるとの危機感。

○市町村別の農産物統計や食糧事務所等が廃止され、既に農林水産省には、地域の農業や農地の実情を把握する手段がなくなっているのではないかと懸念されている。市町村別のデータに基づかなければ、農業振興を図ることは難しく、市町村を主体とする地方六団体提言は、地域の農業振興を進める上でも基礎となる考え方。地域の農業振興を進めていくために、権限移譲等に一步踏み出しているだけで、市町村としても責任ある役割を果たしていきたい。

（以上、牧野市長）

(3) 続いて、部会構成員から地方団体に対して、以下の質疑等があった。

- 地方側の目標面積案と国の目標面積案に乖離があり、協議を行ってもなお乖離が残る場合は、最終的にどのような調整メカニズムで決定するのか。(構成員)
- ⇒個人的な見解ではあるが、「国と地方の議論のための枠組み」を法律上どう位置付けるかによるのではないかと。我々としては、国の関与の中で決まるというよりは、地方の意見が尊重されることが望ましい。(鈴木知事)
- ⇒乖離が生じるとすれば、主に条件不利地域における耕作放棄地面積として生じるのではないかと。現場を担う地方は、中山間等の条件不利地域における農業振興や担い手確保について厳しい考え方を持っているが、国が、耕作放棄地を増やさないために、条件不利地域であっても耕作を継続する方策を考えていくべきとの姿勢であるならば、地方も協力してやっていくということであるし、真剣に議論した上で、同じ目標に向かって努力していくということではないかと。(牧野市長)
- 市町村から目標面積案を積み上げるという作業は、今までなされたことがないのか。積み上げによる目標面積案をシミュレーションした場合、国の目標面積案との間にどの程度の乖離が生じることが想定されるのか。(構成員)
- ⇒市町村別の農産物統計等がない現状では、農業振興施策の実施見通しや将来的な耕作放棄地発生への推測が難しく、対策等に係る予算措置も必要であることから、これまで積み上げの作業が行われたことはないかと認識。(牧野市長)
- 国と地方の目標面積案の乖離は、耕作放棄地面積において生じるとのことだが、例えば耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の充実を図ることにより、乖離は解消できるという合意に達せるものなのか。(構成員)
- ⇒農業振興策は市町村ごとにそれぞれ事情が異なるため、ケースバイケースであるが、飯田市の場合、農地を誰が耕作しているか年齢構成まで押さえた上で、その方々が5年後、10年後に耕作を継続できるかということを考えている。耕作放棄地を防止するための担い手の確保対策は、若者定住対策と直結しており、農地法と切り離して考えることはできない。(牧野市長)
- ⇒耕作放棄地を解消し乖離を埋めるには、交付金を出すことに加えて、担い手が耕作放棄地を引き受けやすくなるよう環境整備を行うことが必要。(鈴木知事)
- マクロ管理について、市町村における現状値を基に、それを増減させて目標面積を積み上げた場合、毎年の増減は限られているため、地方側と国側の目標面積案に埋めがたいような大きな乖離が生じるとは思えない。(構成員)
- ⇒国において、食料自給率やそれに伴い確保すべき農地を過大に見積もった場合には、乖離が生じる可能性があるが、現実的には、それほどの乖離は生じないのではないかと考えている。(鈴木知事)
- ⇒現状のマクロ管理において、国から示される数字は、どこまで現状を踏まえたものなのか。むしろきちんと現状の農地面積を踏まえた議論を行うべき。(牧野市長)
- ミクロ管理について、同じ総量の中でも、いかに生産性の高い優良農地を確保できるかという議論になっている。転用を行う際に、仮に代替地を用意した場合、条件の悪い土地が用意される可能性も考えられることから、新しい基準をつくり農地の質を確保するなどの工夫をしなければ、生産性の高い優良農地の確保は難しいのではないかと。(構成員)

⇒ご指摘のような場合に対応できる新たな基準も場合によっては必要であり、「国と地方の議論のための枠組み」等において議論されればよいと考える。(鈴木知事)

○農林水産省からは、不適切な土地利用により転用がなされた農地を復元させることには、相当の困難を伴うため、慎重にならざるを得ないとの主張があったが、仮に不適切な転用が行われた場合に、基金の積み立て等農地を原状回復するための担保措置を設けるような工夫は考えられないか。(構成員)

⇒不適切な転用が行われる可能性は、権限主体が国でも地方でも変わらない。転用基準を明確化等することにより、事前に防止できるのではないか。また、事後において、権限に関するペナルティ措置を講じることも考え得るのではないか。(鈴木知事)

⇒原状回復が現実的に困難な農地という点では、不適切な土地利用によるかい廃も耕作放棄地も同じではないか。転用をしたからどうだということではなく、耕作放棄地の増加により復元困難な農地が増加しているということだと理解すべき。(牧野市長)

○地方側からは、マクロ管理における現実と目標の乖離の主な要因は、耕作放棄地の発生であり、農地転用の問題は、相対的に比重が軽いと主張される向きがあるが、これには違和感。年間の発生面積でいえば、農地転用面積は耕作放棄地発生面積とさほど変わらない。農用地の編入・抑制において乖離がそれほど生じていないのは、毎年、農用地区域への編入が行われているためであって、農用地区域内農地面積を維持しているが、全体の農地面積としては農地転用の分だけ毎年減少していることが問題であり、それをしっかりと認識すべき。(構成員)

⇒農林水産省においても、地方側と同様の認識をされているものと理解。(鈴木知事)

○農地の総量確保について市町村に責任を持たせることは、食料政策の責任を市町村に担わせるということであり、そうなれば、転用基準の策定についても国が担う必要がなく、市町村が策定すべきとの議論につながってしまうのではないか。(構成員)

⇒転用基準の策定を地方に担わせてほしいとの主張をしたことはない。(鈴木知事、牧野市長)

(4) 続いて、事務局から、地方六団体提言及び農林水産省の考え方に関する論点整理、現在政府において取り組んでいる「地方創生」における検討状況について、以下の説明があった。(資料3～6)

＜地方六団体提言及び農林水産省の考え方に関する論点整理＞(資料3～5)

(資料3)

○農地の総量確保(マクロ管理)において、地方六団体提言及び農林水産省は、真に守るべき農地を国と地方が協力して確保する必要があるとの認識で一致。

○地方六団体提言のポイントは、市町村が主体的に設定した目標の積み上げを行い、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で、国の総量確保目標を設定。また、目標管理については、実行計画を策定し、新たに設置する第三者機関が事後評価を行い、次の施策に活かす。

○これに対する農林水産省の考え方のポイントとして、現行法制上、国から都道府県に目標設定基準案を提示し、意見聴取することとしているが、加えて、国の目標面積案についても都道府県に示し、都道府県を通じて市町村からも意見を聴き、都道府県と調整を図った上で設定する

方向で検討。また、目標管理については、昨年末に閣議決定し、今年度から始まっているブロック単位での国と地方の協議の場等を活用して意見交換を行い、国と地方が一体となって取り組む。

○地方六団体提言への農林水産省の懸念として、市町村目標の積み上げを基本とした場合、開発需要を見込んだ目標設定がなされるおそれがあるなど、食料自給率目標の達成という視点からは、十分に適合した枠組みとは言い難いのではないかと。また、第三者機関による評価等が有効な面もあることから検討可能ではあるが、転用による農地のかい廃については、事後的な措置では担保措置として不十分。

○これに対する地方団体からの反論として、地方六団体提言は、市町村から積み上げた目標をそのまま国の目標とするのではなく、国と地方が議論を尽くして調整する枠組みであり、食料自給率目標達成の視点にも十分適合している。また、現行制度における総量確保の仕組みとしての公表や是正の要求などの担保措置に加え、国、都道府県、市町村それぞれにおける実行計画の策定、第三者機関の事後評価を提案。評価結果は議会、農業関係者にも広く周知されるため、現行制度よりも実効性のある管理が可能。

○農地転用許可制度等（マイクロ管理）について、地方六団体提言のポイントとして、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲することを提案。

○これに対する農林水産省の考え方としてのポイントとして、権限移譲を行うことでは優良農地の確保を図りつつ、計画的な土地利用を推進することには対応できず、土地利用計画に基づき秩序ある土地利用の確保を担保する必要。なお、地域再生法改正法案では、6次産業化施設等について市町村が計画を策定することにより、4 ha 超の農地についても都道府県判断で転用可能。

○農林水産省の考え方に対する地方団体の意見として、農地の総量確保について市町村が責任を負う以上、個々の農地転用許可権限について移譲できない理由はない。むしろ、農地の総量管理と個々の農地転用許可において、国と地方が役割分担すべき。なお、農地転用許可制度の実施主体の在り方に対する答えとして、地域再生法改正法案と同様のスキームを考えているとすれば、市町村計画の策定に国の関与（認定等）があるなど、地域の主体的なまちづくりの実現には遠く、農地に係る国と地方の役割分担の再構築には当たらない。

○地方六団体提言への農林水産省の懸念として、農地転用許可の判断については、地元の地権者や進出企業の意向による影響を受けにくい、現場と距離を置いた判断ができる者が行うことが適切。仮に農地転用許可権限の移譲を更に進める場合には、客観的に見て十分な担保措置をとり、優良農地の保全を図るべき。提言における第三者機関の評価は、事後的な措置であり担保措置として不十分。都道府県等における農地転用許可に係る実態調査において、適切な事務処理の確保が必要な事案が増加。

○これに対する地方団体からの反論として、開発圧力は現場との距離に関係なく生じうるものであり、あらゆる主体からの声に直接晒されるのが市町村行政。それが故に不適切とは考えられない。また、担保措置について、地方六団体提言は、転用基準の更なる明確化等、第1次的な審査を担う市町村農業委員会の機能強化、地方が農地の確保目標に責任を持つこと自体が担保

措置になる、農振除外等に関する第三者機関評価の実施など、十分な担保措置がある制度設計。法令に違反した転用許可については真摯に反省する一方、通知等において書かれているものについて、法令の解釈なのか技術的助言なのか区分が不明瞭なものもあり、国と地方の意見交換等を通じて明確化を図る必要。

○都道府県農業会議への意見聴取については、地方六団体が一律の義務付けの廃止を提言する一方、農林水産省としては、農業委員の選任方法及び都道府県農業会議の在り方について、「規制改革実施計画」等において見直しを行うこととされていることから、これと併せて検討する必要。

○農地の集積・集約化、担い手対策については、地方六団体及び農林水産省とも、国と地方が十分に連携しつつ取り組んでいく必要があるとの認識で一致。

(資料4) ※資料3の記載内容を除く

○(マクロ管理において、農林水産省から、新たに国の目標面積等について市町村の意見も聴くとの提案があったことに関して、) 国の目標面積について市町村の意見を聴くとした場合、市町村ごとの目標面積に細分化されなければ、市町村は意見を述べるのが難しい。仮に市町村ごとの目標面積を示すのであれば、最初から市町村が主体的に目標設定すべきとの地方団体の意見。

○構成員からは、市町村の意見を聴くことについて、国が市町村の意見を直接受け取るのか、あるいは、都道府県が調整の役割を担うのか、また、市町村の意見を反映させることの担保をどのように考えているのか、との質問。これに対し、農林水産省からは、都道府県で可能な限り県内市町村の意見集約を図ってもらうことを想定しており、反映の方法については国と都道府県との間で個別調整を図ることを想定しつつ、具体の制度設計については今後の検討事項との回答。

○(ミクロ管理における現行制度の課題に関して、) 都市計画の根幹は基本的に都道府県知事が担っているとの農林水産省の認識に対し、構成員からは、都市計画決定権限は市町村が中心であり、都市計画決定の多くを都道府県が担っているという認識は事実として間違っているのではないかと意見。

○現場と距離がある方が農地転用許可を的確に判断できるとの農林水産省の意見に対し、構成員からは、現場に近いところで判断するというのが一番効果的だというのが分権の原点であり、現場から離れるほど時間と費用がかかり、しかも有効かつ適切な判断がしにくくなるのではないかと意見。

○(ミクロ管理における現行制度の課題を踏まえた見直しの方向性に関して、) 土地利用計画に基づき秩序ある土地利用の確保を担保することが必要との農林水産省の主張に対し、構成員からは、許可権者が誰になるかは関係なく、仮に必要なのであれば、転用許可基準の中に、計画的な土地利用に関する要素を取り入れることにより対応すべきことではないか、また、現状では、国許可も計画のないところで個別に判断しているとの意見。

○農地の開発に当たり、復元する場合の費用を開発段階で担保させるような制度によって、農地

が復元困難である点に対する工夫とできないかとの構成員の意見。

○地方六団体提言においては、転用許可基準について、緩和を求めているのではなく、むしろ明確化や厳格化してよいとしている。

○転用許可権限が、事務処理特例制度により市町村に移譲されている実態について、農林水産省として好ましくないと考えているのかとの構成員からの質問に対し、農林水産省からは、地方自治法に基づき、県の判断で市町村との間の合意で事務処理を移譲しているものであり、国から物を申すことはできない仕組みになっていると理解しているとの回答。

<「地方創生」における検討状況>（資料6-1～6-3）

○平成26年9月12日に、まち・ひと・しごと創生本部において「基本方針」が決定。

○まず、基本目標として、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。そのために、魅力あふれる地方を創生するとしている。

○次に、基本的視点として、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、「東京一極集中」の歯止め、地域の特性に即した地域課題の解決を掲げており、検討項目として、地方への新しいひとの流れをつくる、地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする、時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守ることを掲げている。

○さらに、取り組むに当たっての基本姿勢として、「縦割り」を排除するとともに、個性あふれる「まち・ひと・しごと」創生のため、全国どこでも同じ枠にはめるような手法は採らない。そのためには、地方自治体等が主体的に取り組むことを基本とし、その活気あふれる発意をくみ上げ、民間の創意工夫を応援することが重要となるとしている。

○第2回まち・ひと・しごと創生本部会合で提示された「長期ビジョン」及び「総合戦略」に関する論点において、「長期ビジョン」では、50年後に1億人程度の人口を維持することを目指し、日本の人口動向を分析し、将来展望を示すとしている。また、「総合戦略」では、「長期ビジョン」を基に、今後5か年の政府の施策の方向性を提示するとしている。「長期ビジョン」及び「総合戦略」は今年末までに決定を予定。

○「総合戦略」の政策分野ごとの取組の例では、個別産業の基盤強化として農林漁業が挙げられており、また、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとの点において、地域の土地利用が論点として掲げられている。

○10月22日には、いわゆる「石破5原則」として、「まち・ひと・しごと創生に関する政策を検討するに当たっての原則」を発表。

(5) 続いて、部会構成員間で以下の意見交換等があった。

○農地転用許可権限については、基本的に市町村に移譲すべきであるが、農林水産省が都市計画の根幹は都道府県が担っているとして、都道府県を信用しているのであれば、少なくとも4ha

超の大臣許可権限を都道府県に移譲し、2～4haの大臣協議を廃止すべきではないか。(構成員)

⇒農林水産省によれば、2ha以下と2ha超では許可件数が異なり、また、1.9～2haに転用許可件数が集中しており、2ha超の農地転用について国が関与することに何らかの意味・効果があると考えられることから、国の関与が無意味であると客観的に言える段階ではないのではないか。(構成員)

○地方側の目標面積案と国の目標面積案に乖離が生じた場合、最終的には地方側の案が尊重されることが望ましいとの鈴木知事の発言があった。地方六団体提言が、国内の食料生産について市町村にもその一端を任わせて欲しいという主張であるのならば、いかがなものか。(構成員)

⇒地方側の主張は、いわゆる食料自給率目標を高く設定しすぎたために、農地の確保目標と現実乖離が生じたとするものであり、市町村が自給率そのものに全て責任を持たなければならないということではないのではないか。食料自給率と農地の確保目標をリンクさせ、どのように設定するかということと、非常に高く設定された農地の確保目標について、実現できていないというのは別の段階であり、地方側の主張は後者ではないか。(構成員)

○農林水産省は、都市計画の根幹を都道府県が担っていると主張しているが、正確には、一の市町村域を超える広域根幹的な都市計画については都道府県が、市町村域内で完結する都市計画については市町村が担っているというのが、現在の都市計画の考え方。(構成員)

○市町村から目標面積案の積み上げを行った場合、現実的には国の目標面積案よりも少なくなると考えられるが、実際にどのような乖離が生じるのか、シミュレーションを行うべきではないか。また、これまで国と地方の間において議論なく目標面積が設定されてきたことを鑑みれば、地方六団体提言の仕組み・手順により、議論が始まることとなれば、それ自体にも意味があるのではないか。(構成員)

○自由貿易の下で、国として国内農業生産について十分なコントロールができない中で、食料自給率を高めるには努力や方向性を示す施策しかできない。このような状況下で農地転用のみを厳しく制約しても、結果、耕作放棄地などの歪みが土地利用の中に顕在化することとなる。国が目標面積案に責任を持つとか、地方の意見を尊重するなどという議論以前に、国内農業生産について一定のコントロールしかできないことを前提とした上で目標設定の議論をし、お互いの収束点を探ることが重要。(構成員)

○全体のまちづくりを見据えた上で農地転用の判断を行わなければ、農地は守れない状況であることは、農林水産省も認識。権限主体をどうするかという問題はあるが、土地利用全体を一元的に議論していくべきとの方向性から見れば、国と地方の考え方に接点が多いのではないかと。(構成員)

(6) 最後に、柏木部会長から、閉会の挨拶があった。

以上